

**事務委託に係る規約（案）骨子について
（都市計画の決定に関する事務）**

副首都推進局

広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の委託に関する規約（案） 骨子

1 趣旨

- ・府市一体条例に基づき、府市一体で広域的なまちづくりや交通基盤の整備を進めるため、広域的で成長の重要な基盤となる都市計画の決定に関する事務について、大阪市から大阪府に委託するために必要な事項を定める
- ・事務の執行においては、副首都推進本部（大阪府市）会議において合意されたまちづくり等の方向性を踏まえ、府市で連携調整を図り、都市計画に関する事務を円滑に進める

2 事務委託の対象となる都市計画

- ・大阪市は、次の都市計画の決定に関する事務の管理及び執行を地方自治法第252条の14の規定により大阪府に委託する

都市計画区域の整備・開発及び保全の方針（都市計画法第6条の2第1項）

区域区分（都市計画法第7条第1項）

都市再生特別地区（都市計画法第8条第1項第4号の2に掲げる地域地区（都市再生特別措置法第36条第1項の都市再生特別地区に限る。）

臨港地区（都市計画法第8条第1項第9号に掲げる地域地区（港湾法第2条第2項に規定する国際戦略港湾に係るものに限る。）

都市施設 (都市計画法第11条第1項)	高速自動車国道（道路法第3条第1号）
	一般国道（道路法第3条第2号）
	阪神高速道路（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号）
	都市高速鉄道（都市計画法第11条第1項第1号）
	一団地の官公庁施設（都市計画法第11条第1項第9号）

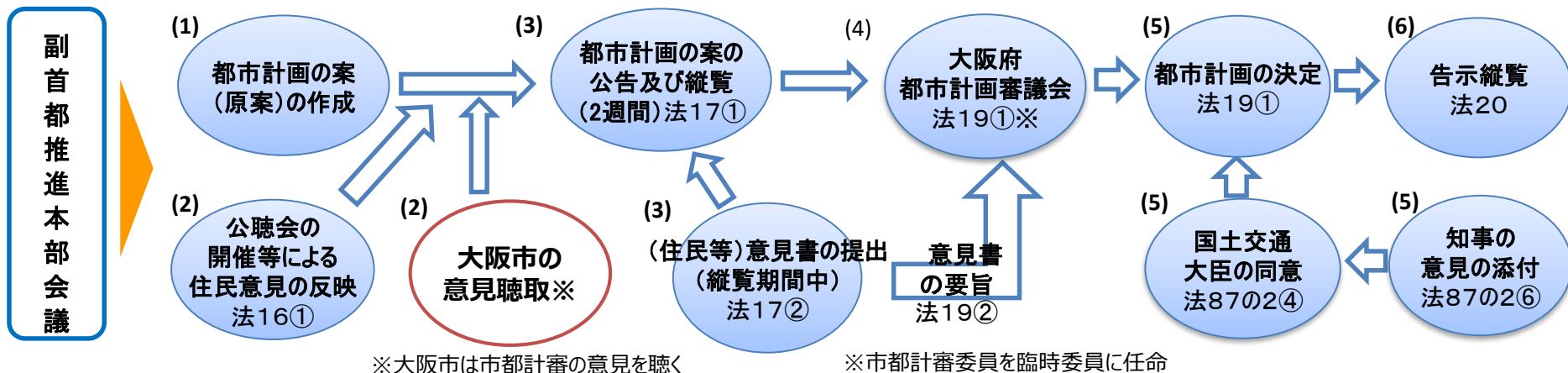
一団地の官公庁施設の予定区域（都市計画法第12条の2第1項第5号）

3 委託事務の手続き

- (1) 副首都推進本部(大阪府市)会議において合意されたまちづくり等の方向性を踏まえ、都市計画法第19条の市町村の都市計画の決定等の規定に基づき実施する
- (2) 都市計画の案を作成しようとするときは、公聴会の開催等により住民意見を反映する(法16①)。併せて、大阪市の意見聴取を行うこととし、大阪市はあらかじめ大阪市都市計画審議会の意見を聴くものとする
- (3) 都市計画の案の公告及び縦覧(2週間)(法17①)、(住民等)意見書の受理(縦覧期間中)(法17②)を行う
- (4) 大阪府都市計画審議会において審議(案件ごとに市都計審委員(市会議員)3名を臨時委員として任命する)
- (5) 都市計画の決定(法19①)を行い、知事意見を添付(法87の2)し、国土交通大臣の同意(法87の2④)を得る
- (6) 告示縦覧を行う(法20)

参考 基本的な都市計画手続きのフロー

都市計画法第19条の市町村の都市計画の決定等の規定に基づき実施



4 委託事務の実施主体

・委託事務の執行は、大阪府都市整備部で行う(大阪府都市計画審議会に付議する。)

・委託事務の執行については、大阪府都市計画法施行条例・大阪府都市計画審議会条例のほか府の条例・規則その他の規程による

・知事は、委託事務に適用される条例等を新たに制定・改廃した場合は、直ちに市長に通知する

5 円滑な実施に向けた府市の連携体制

・都市計画の原案作成から都市計画決定に至るまで、府市連絡会議を設置する等、府市一体で連携調整の体制を構築する

・民間事業者へのワンストップ窓口の設置等、府市の連携調整の仕組みを整備する

6 経費負担等・予算決算

・委託事務に要する経費は市の負担とし、その細目は、知事と市長が協議の上、別に定める

・知事は、管理・執行に係る予算を分別して計上するとともに、決算を公表したときは大阪市長に通知する

7 委託事務の変更又は廃止の協議

- ・委託事務の状況の変化に適切に対応できるよう、規約の変更又は廃止に係る申出があった場合には、当該申出に対し、副首都推進本部会議において誠実に協議する

8 委任等

- ・規約に定めのない事項や規約に関する疑義が生じたときは、知事と市長が協議して定める

9 施行期日等

- ・住民、事業者等に対する周知や事務執行の準備が整い次第、速やかに施行する
- ・規約の施行日において都市計画の案の公告が行われている案件については、従前どおり大阪市で実施する